

監 査 報 告 書

令和8年6月2日

学校法人聖泉学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

安田 勝雄



監事

衣己 正



監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、ひかり監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。ただし、以下の2点について指摘します。なお、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 看護学部は、3年連続の定員割れであった。この事態は経営上大変な致命的な問題であり、その原因を多面的に調査し、いままでとは違う着想で学生募集及び確保対策を全教職員参加し速やかに行うこと。また、引き続き人件費等の削減とコスト削減に引き続き務めること。
- (2) 別科は、慢性的に不採算事業であり資金流出の源泉となっている。このまま放置すると経営基盤の弱体化を招くので、廃止を含めた複数の見通しを明らかにし、その是非を理事会及び評議員会で検討し、新たな別科の方針を策定すること。